

寄他郡市	一、一三六	八八八	二、〇二四
留他府縣	四〇四	四二一	八二五
其入他町村	一三八	一一	一四九
寄他郡市	四七三	四一七	八九〇
入他府縣	八、六三三	八、〇七九	一六、七一二
他府縣	一五、〇〇六	一二、八〇七	二七、八一三
他府縣	一、四三二	一、四五〇	二、八八二
他府縣	一、〇八七	一、〇七三	二、一六〇
他府縣	四一四	三四八	五〇
他府縣	四一七	一一	
他府縣	八、六三三	八、〇七九	
他府縣	一五、〇〇六	一二、八〇七	
他府縣	一、四三二	一、四五〇	
他府縣	一、〇八七	一、〇七三	
他府縣	四一四	三四八	

第五 行政機關

難波造都以來の治政

神武天皇が大宮を大和に營ませられ、茲に即位の大禮を挙げさせられて以來、皇居は屢々移り替つたが、而も大抵は大和の内に在つた。それが仁徳天皇に至つて、此の大坂即ち舊名の難波に都を奠められた、尤もその前の應神天皇の時に難波の北方大隅に大隅の宮を造營せられたが、それは離宮に過ぎなかつた。併し此の難波津は其以前から海陸交通の要衝であり外國との交通も相應に行はれたことであるから仁徳天皇が皇居を難波に置かれたことは、天下を知るしめす上に少なからぬ御便宜があつたものと想はれる。仁徳天皇が高津の宮を定め給うてから以來、孝徳天皇の長柄豐崎宮の御造營あり、引續き奈良朝の末に至るまで此の難波に長く都を置かれたのである。

天武天皇の時代には特に攝津職と云ふ官府を設けられた。此の官府は一般國司の職掌は勿論其他大宰府より上下の使官接待し郵便驛遞より船舶の指揮監督に至るまで總てを取扱ふ役所で其の長官を大夫と稱して居た。京には京職があり左京大夫、右京大夫が二つに別れてゐた。攝

津大夫は定員一人であるが、帝都と同一の格で叙任されたほどの重職であった。其の第一番の大夫は丹比磨で、それから大寶二年には布勢耳磨、慶雲二年には美勢王、和銅元年には高向磨が任せられ、爾來百二十七年間に二十六人を更へ、桓武天皇の延暦十三年三月九日和氣清磨を最後の大夫として此の官を廢し普通の國司とした。それから多數の攝津守護職が叙任されけれども、多くは名目に過ぎず、楠正成公に至り始めて實力ある守護職となつた。其の後足利時代に入つて天下は群雄割據の有様となり、享祿に至り遂に別項記載の如き兩細川の權力争奪戦となり、織田時代となつては荒木村重、池田信輝が、相繼いで攝津一圓を領し、豊臣時代は秀吉の直領となり、片桐且元が之れを管理してゐた。且元が檢地を行ふたのは此の爲めである。

豊臣亡びて徳川の時代に入るや、伊勢龜山の城主松平忠明に大阪城を與へたが知行高は十萬石であつた。之れは元和元年五月の事であるが、四年後の同五年七月には忠明を大和郡山に移し内藤信政を以て大阪城代に任じ其の下に町奉行を置いて攝津・河内・和泉・播磨の四箇國の政刑を司らしめ、鈴木町と谷町の二箇所に代官所を設置して、其の職に當らしめてゐた。

今宮町も無論叙上各歴代の執權者の制を受けたのであつた。

舊幕時代の村政

徳川氏が天下兵馬の權を其の手に握つてからは一面反抗者に對する抑壓政策を忌憚なく行ひつゝ、而も他面に在つては民心の收攬に甚だ努め、殊に農村の政治に關しては、周到なる注意を拂ひ、村内の事は一切を擧げて三役の措置に委任した。

三役とは庄屋、年寄、百姓代を云ふのである。庄屋は今の村長に相當し、村内の家格ある舊家の子孫が世襲するのを例としてゐるが、村の事情に依つては庄屋二三人を置いて、適宜各方面を分擔し、尙村内數軒の舊家が二三年毎に輪番交代して勤めてゐたのもある。

我今宮村では、伊藤家が主として庄屋の役を勤めてゐた、嘉永元年申五月に當村から鈴木町代官所詰の代官設樂八三郎に宛てた、前年の小入用報告の帳面には、百姓代六名、年寄八名、庄屋一名の名が明記されて、其庄屋の名は勝右衛門と署してある。此の勝右衛門と云ふのは伊藤家代々の名で、伊藤家が村の爲めに盡した功勞は決して少くない、その一例として左の事實の如きは特筆の價値がある。

今宮村は神妙に朝役神役を勤めてゐた關係から、朝廷特別の恩召に依り古來課稅を免除されてゐた。それが豊臣時代に入つてから先例を廢して公租夫役を課せらるゝ事となつた。さうし

て徳川時代となつて、豊臣時代を引継いだ儘に課税せられてゐたのであるが、天明の頃村の庄屋伊藤勝右衛門は、此の恩典が中絶されたのを非常に遺憾とし、古來の由緒に基き豊臣時代以前の如く課役を免除されたいことを徳川幕府に請願した、その請願は勿論支配官代の手を經由した。然るに何分にも問題が重大であつたから幕府側も容易に承諾せず、勝右衛門は大いに奔走努力したが未だ功を奏せず、幕府の恩命の下らない内に不幸にして病氣に罹り病床に臥して起つことの出来ないやうな窮状に陥つた。是を見た勝右衛門の父で當時は隠居の身であつた宇内が打捨て置き難き一大事となし、庄屋に代つて請願の目的を達すべく熱心に奔走した。然るに幕府側は容易に請願の趣きを聽許せず、終には宇内を江戸に召喚して直接に取調べる事をなつたが、形勢は依然として混沌たるものであつた。宇内も亦その儘に何うしても引下る譯に行かず。飽くまでも素志を貫徹せんものと奔走盡力を續けてゐた。

此の時幸にして篠山十兵衛と云ふ人が鈴木町の代官に來任した。篠山氏は谷町代官をも兼ね寛政二年より文化六年まで二十年間在勤した名聲高き能吏であつた。此の篠山氏は伊藤父子の熱誠に同情し、江戸幕府に對して頗る斡旋した、其結果請願目的の全部は容れられなかつたけれども、其の幾部分は容れられ、寛政八年から村高二千五十餘石に對し納高を八百六石と定め明治維新後に至るまで年々二百七十一石六斗三升五合の租を免ぜられたのであつた。

庄屋の職責は非常に廣汎なもので、幕府から申渡される諸布令、口達などの讀聞かせは勿論租稅の割當、宗門の取締、人別取調、不動產書入質入の登記等百般の事に亘り、警備の事をも執務してゐた。年寄は庄屋を助けて村政に干與し、村民中罪を犯す者あるときは、場合により庄屋と責任を共にする等、責任はなかへ重大で、庄屋が病氣其他事故の生じたときは、其の事務を代理する事となつてゐた。

百姓代は庄屋の相談役と云つた職務で、諸種の訴訟や請願に連判して村務の責任を負ふと同時に、一面には評議機關として庄屋、年寄の行動を監視する意味の權能をも含まれてゐた。

庄屋、年寄、百姓代の外に、最小の自治機關として伍人組の制度が存在してゐた。伍人組と稱しても必ずしも五戸に限られたものでない、即ち家並の都合上五六戸又は七八戸を組合せたもので、組には一人の組頭を置き、組内の各戸は互に保護し注意し、不心得の者は説諭して反省せしめ、尙組内に犯罪人を生じたときは、事情により一部の責任を負ひ、年貢を納めない者があるならば、之れ亦事情の如何により代納の義務を負はされた。

伍人組に對しては必要の條項を嚴重に守らしむべき掟があつた。之れを伍人組掟と稱し、毎年一回連判狀二通を作成し、一通は代官に差出し一通は庄屋の許に置き、村役人立會で總ての村民に之れを讀聞させた上、其の書面の奥に必らず之れを嚴守すべき旨の誓詞を記し、庄屋、

年寄から百姓一同に至るまで記名調印するのを例とした。其の條目は地方と時代により幾分異なるものがあるのは言ふ迄もない。連判状の名目を伍人組御仕置連判帳、又は伍人組條目連判状と稱し、條目の數は五十條の多きに達して居る。そして日常の事までも細々と書き列ねて、良民の守るべき義務の標準を示すに至つては、徳川氏の政治的手腕の大なるに感服せざるを得ない。

斯くの如く村内の事は庄屋を始めとし、年寄、百姓代の外に、尙伍人組制度を設けて、安寧秩序の維持に努むる所があつたが、尙幕府の施政方針として嚴禁を要する等の事あらば、之れを木札に書いて衆人の目に能く觸るゝ場所を選んで之れを樹てた。それを高札又は御制札と云ひ、其の種類により町奉行又は代官が建てたのである。當村の字に札の辻の名があつたのは、制札の立てられた辻であつたことを語つて居る。

検地は田畠の町反畝歩を丈量し、尙肥瘠や用水等の關係を考慮して、土地の品質の等級及び之れが收穫率を定める事を云つたもので、之れを石盛と稱する、石盛は田一反歩を標準とした見積り高で、年貢關係より見て之れを必要としたものと察せられる。今宮、木津兩村の石盛は左の如くであつた。

今宮村

上田壹石五斗	中田壹石參斗	上畑壹石五斗	中畑壹石參斗	下畑壹石貳斗
下々畑九斗	見付畑七斗	屋敷壹石五斗		

木津村

下田壹石壹斗	下々田壹石	上畑壹石五斗	中畑壹石參斗	下畑壹石貳斗
下々畑九斗	見付畑六斗	屋敷壹石五斗		

畑場八箇村に検地の行はれたのは豊臣時代の慶長十四年で、片桐市正が之れを擔任した。之れを古檢と稱し、今宮村の高を千八百六十四石四斗二升と定められた。第二回の検地は、延寶五年の七月で尼崎城主青山大膳亮が之れに當り、其の後延享四年七月代官渡邊民部及明和二年七月代官内藤十右衛門の検地があつた、之れによると今宮村の検地には左の如き數字が示される

今宮村

百四十七町五反八畝二步 総計

内 譯

一町五反六畝九步

上田

四反二畝二十四步

中田

百八町四反一畝四步

上畑

二十一町四反一畝五歩 中畑

七町九反五畝十二歩 下畑

六反九畝二十二歩 下々畑

二反二十七歩

八町三反二十九歩 屋敷

見付畑

斯やうな數字であるが、之れを石高に換算せば二千百四十一石四斗九升七合に當ると謂はれて居る。

木津村

木津村の古檢地高は、二千二百七石五斗九升で此の反別は百六十一町三反六畝二十七歩である。然るに其の後明暦二年十一月代官鈴木三郎九郎木津開の付高二百二十三石三斗六升八合此の反別二十二町一反八畝三歩を加へ、延寶五年青山大膳亮によりて二千六百四十五石八斗五升一合と査定され、延享四年代官渡邊民部の一反三步高六斗六合、寶曆八年代官萩原藤七郎の蓑場無高七反六畝十二歩、同年代官内藤十右衛門の一反六步高一石二斗、明和二年同代官の二反十五步高三石七升五合、安永六年代官萬年七郎右衛門の一町二反三步高十石五斗五升四合、寛政五年代官羽倉權九郎の七反二十四步高四石二斗四升八合の増開き付高檢地あつたので其反

別の總計は百九十四町九反八畝十二歩となり其高は二千六百六十六石一斗六升四合の多きに達した。

村小用は一に又村入用とも云ひ現今の語を以て曰へば即ち町村費である、之れは當時の事とて豫算があつた譯でなく前年の入費を決算して之れを代官所へ報告するに止まるものである、且其の費目とても決して一定したものでなく、唯實際要した費用を帳面に記すのみである。

小入用を賦課する方法は、概ね高割の制度であつた。高割とは村内百姓の持分に應じて之れを均等に賦課する方法であるが、例外として又他所割なる名目の下に、不均一課稅をする場合もある、併し此の他所割は他村人の持高のみを賦課の目標となし、其れによつて村民の負擔を輕くした意味にも取られて居る。

小入用の支出は餘程嚴重にすべきことを戒めてあるに拘はらず各村往々にして濫費に失する場合があるので、名代官と曰はれた篠山十兵衛は着任早々寛政二年八月嚴重な觸書を發して之れを訓戒し、違背者は吟味の上咎め申付くることを聲明したが、未だ此の弊習を絶滅するに至らず、更に六年四月に再び觸書を出して嚴戒した、その結果監督の爲め毎年一回春三月に代官の帳簿検査があつたのを年三回としたが、之れは間もなく廢絶したらしく、後年はもとの年一回検閲に復してゐた。

相定置一札之事

六〇

一、當村之儀近年困窮相增候に付此度惣百姓相談之上村方先規も相改村中申合萬端奢ケ間敷義無之様相慎諸事儉を守致減少候様萬事取計事

一、當村往古も祇園社御祭禮駕輿丁相勤候事毎年之義に候時々村役人隨分心を附失墜無之様取賄可申候因茲諸役御免件々大切に御神役相勤壹人にても亾略に存間敷候右に付諸役御免之事者惣村方之助力候上は當村居住之百姓今日無高に闊者末々繁昌可致事を心かけ耕作無油斷出精申合之趣可相守事

此の中合は安永八年九月に定めたもので御厨子所預の承認を経て村の掟としたのである、安永八年は紀元二四三九年即後桃園天皇の時代で今より百五十六年以前に相當する。嘉永元年三月當村から差出した五人組連判御仕置帳は左の如くである。

差上申一札之事

一兼而被仰出候通大小之百姓五人組を極置不依何事五人組之内にて御法度相背候儀者不及申上惡事仕候者有之候は其組より早速可申上候若隱置脇より申出候はゞ其者に貴品に寄御褒美被下右五人組之者名主共者曲事に可被付旨奉畏候惡事仕候者申上候はゞ自然詞類親類杯後日に仇と可成と氣遣に存候はゞ隱密に可申上候由是又奉畏候諸事吟味聞出次第御注意可申上候 脇百姓家抱別地店借之者共も五人組を極め印形取置可申上候若五人組にはづれ候もの

御座候はゞ名主曲事可被 仰付候事

一御年貢之儀一件者不及申物而金銀米錢無手形取引仕間敷候事

附從初之ものにも證文取引可申事

一御支配人錄役衆惣而御家中衆中迄名主百姓に對し依怙負御座候歟又者少々にても非分成御座候はゞ無違慮可申上候事

一諸役入目之儀毎年一村へ入目帳貳冊づゝ御支配人方相印被成御渡候間諸役入目之品々當座明細に付置名主年寄百姓致印形名主方へ壹冊差置年限勘定極め樂々無出入様に可致候事

一名主百姓印判之儀自分に替申間敷候若反落候歟替え候は而不叶義に候はゞ名主年寄共改候印鑑差出御役所へ訴御帳に付可申井に百姓者名主へ爲見候而名主方に而帳付其印形用可申候并に印形仕候義其身差合不被出候節者親子兄弟之外むさと判を預ケ遣し申間敷候事

一堤川除井に井堀御仕候人足資銀并扶持方等被下候通常座に小百姓へ割渡帳面に印形取置可申候惣而從御公儀被下候貨銀御扶持方之諸色細物の替り纏合勘定仕間敷候事

一御年貢皆濟不仕以前他所へ米出申間敷候若能米を賣替惡米を御年貢に納申候はゞ當人者不及申名主五人組迄曲事にも可被仰付候并に御年貢御藏入致し別荒粉米無之様に米拵いたし繩俵持等迄諸事御定之通入念鄉藏へ詰置御差圖次第納可申候勿論御藏入之時分御支配人方被成御渡候庭帳に付置納主銘々判形致置可申候事

一御年貢穀物升取之義鄉中相談之上相定御法度の如く升目にかねを五斗入に斗立納可申候江戸御藏へ納候義村中相談仕宰領を付一村限納可申候若路次に而御米紛失申候歟如何様之事に而減米立候共百姓納依數を以銘々割取可申候若餘リ米有之候節渡切に致し請取候者德用に致候堅無用可仕候事

一御年貢御割付惣百姓寄合拜見仕其年々之損毛引方共明鏡に割をいたし則御割付之裏に惣百姓判形可仕候自今名主壹人に而割をいたし候はゞ當座に可申上候事

一年々御年貢内割仕候節名主年寄惣百姓寄合御割付之表を以勘定相違無之様割を致し勿論反歩米永之員數委細に記し名主方より皆済手形押切致判形百姓方へ銘々相渡可申候事

一郷中有平郷藏に御米詰置候節郷中之者預り晝夜番仕候はゞ盜人又は御米ふけ候歟不依何事損米御座候はゞ急度辨ひ差上可申候并に御用之置米郷藏方出申候節者急に御座候共名主壹人に而郷藏戸前封を切自由に出申間敷候組頭年寄百姓立會封を切御用に員數取付勿論右之者共立會相判を致し置可申候自然郷藏近所に火事出来候はゞ村中者不及申隣郷迄男女によらず驅付郷藏を防可申候尤難相防避に候はゞ早速御米取付可申候若御米致焼失候はゞ御吟味之上辨納可被仰付候事

一御支配人并に錄役衆其外御家中衆郷中へ御越候節内夫并に賄之儀所々有之 野菜薪油を出し其外何にても一切出不申馳走ヶ間敷義堅仕間敷候事

一在々所々惡黨者有之時分者鳴を立可申候其時者先々の村分よりも出合掲候者御褒美可被下候由得貴意奉畏候若郷中には不審成者參候歟黨もの堂社山村にからまり居候を見出候はゞ名主并に郷中之者相談之上掲取候而御法進可申上然る上は所々寄江戸へ召連に刻旅路に日々入用 御奉行所へ罷出候迄諸事入用百姓不致迷惑様從 御公儀様可被下候由奉得貴意自然捕候義不罷成候はゞ何方迄も相したひ落者所へ行掲取候様可仕候若見遁聞遁落いたさせ候はゞ後日に御聞出候共急度御咎可被遊旨是又奉畏候百姓者不及申出家山伏行人虛無僧鉢たゞ穢多乞食非人等盜人等盜人之者を仕又者同類も可有之間常に致詮儀慄敷義も有之候はゞ可申上事

一在々所々名主百姓之處へ盜入候はゞ雜物委細書付早速御註進可申上候縱令雜物不盜取候共其品申上御帳に付可申勿論無心もの有之候はゞ親類者好身の者にても無遠慮可申上候事

一盜人之届又は被盜候雜物見出其届有之候はゞ名主五人組立會詮義仕可申上候縱令如何様之怪者申來候共疎略に仕間敷候若致油斷其盜人欠落爲致候敷所の雜物紛失致候はゞ其者不及申名主五人組曲事に可被仰付候事

一手負者有之候はゞ嚴重に可申上候并に郷中に而行倒相果候者有之候はゞ是又御訴可申上候勿論行倒相煩候者有之候はゞ乞食非人に不限其者名并親類國所宿等承局宿病致置早速御訴可申上候尤相果候其旨早々可申上候事

一何者に依らず人をあやめ立退候者有之候節所之者并隣郷之者共出會早速御註進可申上候若切拂逃候はゞ先々の郷中よりも出合何方も付したひ落者所へ渡し可申候理不盡に打殺申間敷候事

一田畠壹歩之所も荒申間敷候若作田届之所餘り候はゞ毎年正月中に可申上候無其儀荒申候はゞ根 之通御年貢差上可申上候其上曲事に可被仰付候但し壹人身之百姓煩に無紛耕作不相成候節は五人組は不及申一村之者共寄合田畠作付收納仕候様相集助合可申候事

一田畠永代賣買之儀兼而御法度に被仰付候通相守永代賣買一切仕間敷事

一田畠屋敷年季を定質物に入金銀相預候はゞ五人組加判之證文取之所持可申候勿論年季者拾ヶ年限リ永年季に書入申間敷候事田畠質物に差入候義双方合點致し候而義を名主五人組證文に加判不仕相滞迷惑仕候はゞ其段可申上候名主五人組無加判相對に而證文仕候はゞ曲事に被仰付候事

一小百姓退いたし候 田地を持録にいたし候事御法度之旨年來被仰付候通奉得其意候前々より百姓壹軒分之者死失候共百姓を仕付壹軒之を立可申候郷中之斗に不罷成候はゞ家屋敷田地共に書付訴上候御差圖を請可申上候無其儀家を破はし取或は四壁之竹木を伐荒し或は其者之田畠を持録にいたし壹軒分之百姓 を漬し候はゞ何様の曲事にも可被仰付候相背申候者御座候はゞ五人組之内より早速可申上候事

一古烟へ多葉粉作申間敷候事

一御米印御傳馬井に入足之儀少しも無禪急度相立可申候物而馬繼之宿に者從御公儀様諸事被仰付候御法度之趣相守御定之人馬退轉無之様に仲間に而吟味仕人馬無禪相立可申候往還之衆晝夜に不限泊之節或者旅籠或者木錢に而も宿借申候上者少しも手支不致様走廻り駄賃木錢御定之外脅錢取間敷候勿論往還之衆へ馬士共處外不仕様常に可申付事附御家中衆御用に而在々御通之節御役人衆手形を以人馬相立可申候無其儀自分之斷に而は壹疋壹人も立申間敷候事

一御公儀様御用之儀何方か申來候而も宿には不及申何れの村にても縱令割付無之候其連帶仕間敷者勿論急々の配府先々
一早々相届日附割付達候は、持送り之者は不及申名主年寄百姓迄何様之曲事にも被一所々御立山に而竹木伐取間敷旨被仰渡奉畏候若相背理之者有之候は、其者は不及申名主年寄百姓迄何様之曲事に可被仰付候事

一自分之居村山林又者四壁之内に而も大木我儘伐取申間敷候自然伐候はで不叶義に候は、其旨申上御差圖を請伐可申上仰付候惣而鄉中に并從御公儀被仰付候苗木等に至迄伐取申候は、御詔義之上何様之曲事にも可被仰付候事

一謂井者不及申或者堤或者用水堀古手惣而水溜置候場切落懸引自分に仕間敷候若水落候は而不叶所者御訴申上御差圖若道橋庵未成所者其請取場所之名主百姓可被遊候事

一謂井者不及申或者堤或者用水堀古手惣而水溜置候場切落懸引自分に仕間敷候若水落候は而不叶所者御訴申上御差圖若道橋庵未成所者其請取場所之名主百姓可被遊候事

一落坂 扱前々之如く請取之村々お芝古依等無油斷寄置自然出水之節坂戸前立明入念可仕候不念いたし押させら候歟戸前明延引いたし耕作損毛爲致候は、其請取之郷中何様之曲事にも可被仰付候且又落井堀 井路え断を不申或は魚をかへ取候而井堀を關留用水之障に成候義致候は、曲事に可被仰付候事

一掛井堀落井堀井に道をせばめ田畠を仕出し作毛仕付申候は、當人は不及申名主五人組何様之曲事にも可被仰付候事

一村々請取にて作り來候橋毎度御觸無之候共入念作り可申候就中從御公儀被成御掛候板橋大小共塵芥無之様幕除可仕候

一謂井者不及申或者堤或者用水堀古手惣而水溜置候場切落懸引自分に仕間敷候若水落候は而不叶所者御訴申上御差圖若道橋庵未成所者其請取場所之名主百姓可被遊候事

一謂井者不及申或者堤或者用水堀古手惣而水溜置候場切落懸引自分に仕間敷候若水落候は而不叶所者御訴申上御差圖若道橋庵未成所者其請取場所之名主百姓可被遊候事

一博奕之儀堅御法度に被仰付奉畏候何にても賭之諸勝負一切仕間敷候若相背候者有之候は、當人者不及申宿井名主年寄五人組迄何様之曲事にも可被仰付候事

一村中に而火事出來候て郷中者之火消道具を持かけ 精を出消可申候若不出合者有之候は、御穿鑿之上曲事に可被仰付候事

一地僧店僧出店況別地之者差置候は、入念請を立證文を取置可申候無其儀差置其者惡事仕候は、地主家主之儀者不及申五人組共曲事に可被仰付候事

一諸浪人抱置候儀親類者又者達れる者に候は、其所名主年寄五人組へ申間合點之上證人を立手形取候て早速申上御役所御帳に付差置可申候勿論他所へ宿替申候は、其段申上御帳消可申候無其儀宿替仕候は、何様の曲事にも可被仰付候事

一在々共々遊女之類御法度被仰付候通堅相守差置申間敷候若相背候もの有之候は、見出聞出早速可申上由奉畏候自然隱置脇より露顯仕候は、其者は不及申名主五人組共々何様之曲事にも可被仰付候事

一切支丹宗門御制禁之儀御高札之趣急度相守可申候自然不審戒勸メ致候僧侶有之候は、郷中之儀は不及申他處より參り候共捕置可申候若隱置申候は、郷中之者不殘曲事に可被仰付候常々被仰付候御法度之趣無油斷吟味可仕候惣而宗門之儀宿替出店衣地借別地之者等迄寺請狀を取置入念吟味可仕候事

一耕作商賣も不致又は遠國へ切々罷越候者并に博奕其外賭之諸勝負を好不似合衣類を着不審多き者有之候に於ては早速可申上候若隱置脇より 其者并に親子兄弟之儀者不及申名主五人組御穿鑿之上科々輕重に隨ひ御科可被仰付候惣而一夜泊りに他所へ相越し候共其行所并用事之子細名主五人組へ相断可罷越候事

一附盜人之訴人者其同類より後日に仇をなすに付氣をいたし不罷出由其聞へ候向後古御役所之箇へ密に書付可差上候仇と不成様可被仰付候旨奉畏候事
一在々物賊敷節はツマリ能所ト番所を建置其郷中は勿論隣郷より盜人 出聲を立るに於ては早速出合捕へ置候様に名主

百姓申合常に心掛油斷仕間敷候事

一此以前より鐵砲御免之所は格別其外在々所々に於て鐵砲不可所持仕自然相背無益之致殺生晝夜を不限山野に住者有之候に於ては可申出候譬同類たりとも其科をゆるし御發美可被下候隱匿他所より顯るゝに於ては御穿鑿之上曲事に可被仰付候事

一於在々所馬盜人有之間不限晝夜不審なるもの馬を其に付而は其落者迄村次に送り届其住所之名主五人組へ憊に申断り其段可申上候事

一名主百姓各田畠持候大積り名主貳拾名以上百姓者拾名以上夫方内持候者石高狹りに分ケ間敷旨被仰渡奉畏候若相背候はゞ何様之曲事にも可被仰付候事

一御朱印之寺社領田烟屋敷質物に書入候共取申間敷候縱令證文體に有之候も御朱印之寺社領田烟屋敷其外共取候儀難成間質物に一切取申間敷候此段相守可申旨被仰渡奉畏候相背候はゞ如何様之曲事にも可被仰付候事

一耕作常々精出作之間は男女共相應之致し可申候若作不精に而徒らに暮し候者有之に於ては五人組之内にて夫々吟味いたし可申候不用之者有之候はゞ名主早々相斷彌名主爲申聞其上にても承引不致候はゞ御役所へ可申上候若隱匿候はゞ名主年寄五人組共にて曲事に可被仰付候事

一祭禮法事輕可執行候惣而寺社山伏法衣裝束萬端輕可仕候事

一百姓町人衣服綿紬木綿麻布此内を以て分限に應じ妻子共着用其外無用に可仕旨被仰渡奉畏候事

一附下女布木綿着は帶同前之事

一質地取候者年貢不出之質地に遣し置候無田地之者方より年貢役等勤候者有之由相聞不届之至りに候右之趣急度可相守旨被仰渡奉畏候事

一百姓并に子供始侍奉公に由其後在所に引込候ても其儀刀差候儀仕間敷旨被仰渡奉畏候在所に歸罷在候節は屋敷方

より少々合刀取候共刀差申間敷候若審々にて刀差候はゞ曲事に可被仰付候事

一有來之外新規に在々に而小きほこら或は佛像建立仕間敷旨被仰渡奉畏候事

一百姓其折子供耕作は不精に致し遊事に懸り不似合風俗を學び候義堅仕間敷旨被仰渡奉畏候事

一人賣買之義堅御法度之旨被仰渡奉畏候事

一在々へ役人之由申候徘徊いたし間敷儀申者有之候はゞ押置早速御注進可申上候若隱匿候はゞ名主年寄曲事に可被

仰付候事

一三笠附博奕嚴重御法度に候條密々にも博奕致候者有之に於ては當人は勿論名主年寄一村中共急度御科可被仰付候間彌以堅可相守旨奉畏候若相背候はゞ曲事に可被仰付候事

一永荒地之内精入隨分立歸候様可仕旨其地主斗之力にて難成義年過候面も捨置候所者其村中より助合可申候真村中而難成大造之所は御訴可申上候被懸候吟味御普請可被仰付候旨奉畏候罷末に仕捨置候はゞ曲事に可被仰付候事

一在々に而神事佛事其外何によらず新規之義堅仕間敷候并狂言操相接之類堅仕間敷候若無據子細有之候はゞ御役所へ訴上得御下知可申候隱匿候而右體之義仕候はゞ曲事に可被仰付候事

一在々に而用水引井堀之儀川中堰を立水を引分候仕方之儀川下之用水不足にも無構手前勝手宜數様に仕或は兩側井口有之堀所片側之井口付替候時双方不申合一方之勝手に任せ仕候故及出入候右之類双方相對立會普請可仕候旨被仰付奉畏候

一惣而出入申候義證據無之非分之義をも何角申紛又は證據有之義をも年を經其事を紛及出入候も有之候畢竟村方因窮

之可成不届に候間右體之義堅申出間敷候旨被仰付奉畏候若相背候はゞ曲事に可被仰付候事

一在々に而婚禮祝義等之節石打いたし又は酒をねたり呑其外狼藉成義有之由被及御聞不届候右體之義急度相慎可申候若右様之者於有之は丞御證議曲事に可被仰付候事

一捨子有之候は、養育いたし置早速御役所へ御訴可申上候養育之内相煩候は、是又早速訴上可申候右之捨子貰ひ候由御座候は、其之者之様子體に承候上訴上御差圖を講遣し可申候内證に而遣し候儀堅仕間敷旨被仰付奉畏候事
一田畠實地證文に名主加判無之證文又は名主置候質地は相名主年寄組頭等之役人加判無之證文捨ヶ年季越證文其外地主
古年貢諸役を不勤質地之類は前々より御停止候處右の通り不成證文を以訴出候共御取上無之候彌質地證文相極メ候
節入念右體之儀無之様可仕旨被仰渡奉畏候事

一享保元甲年以来年季捨ヶ年過訴出候は、御取上無之候并に金子有合次第可請返冒證文に有之質地は質入之年より捨ヶ年過訴へ出候は、御取上無之旨被仰渡奉畏候事
右御法度之御圖條之趣村方に而も寫置毎月壹度宛惣百姓名主所へ寄合爲讀聞被仰付候通急度相守可申候若違背仕候者有之候は、曲事に可被仰付候爲名主年寄五人組連印之一札差上申處如件

又嘉永元年五月に作られた當村の小入用帳は左の如くであつた。

正 月

(十一日) 一錢參貫五百文

同

一錢拾貳壹貫七百文 去午年中非人番所

十八日

一錢六拾參文 雷指步飛脚賃

二十二日

一錢四拾五文 御觸出西高津村同斷

廿三日

一錢六拾參文 御指紙同斷

廿四日

一錢壹貫七百文 見馴非人壹人取付料

廿七日

一錢壹貫五百文 村從送り者大阪人足送

廿九日

一錢壹貫七百文 八幡宮初穂

三十日

一錢拾貳壹貫木澤村へ飛脚賃

同

一錢百貳拾文 御觸天下茶屋同斷

同

一錢百貳拾文 御觸出天下茶屋へ同斷

十三日

一錢拾貳貫參百文 御代様御通行道橋掃除

同

一錢九拾五文 人足貢

同

一錢四百文 御指紙飛脚賃

十四日

一錢參百五拾文 御守札場掃餘人足賃

同

一銀百四拾壹文 御高札人足賃

同

一錢壹貫七百文 見馴非人壹人取片付料

同

一錢九拾五文 右同斷貳人取片付料

同

一錢拾貫五百文 御指紙飛脚賃

同

一錢四百文 御藏前道造り村中惣人足入用

同

一錢九拾五文 御指紙飛脚賃

同

一錢拾參貫參百文 惡水井路堀浚入用

同

一錢四百文 物書給

合壹貫七百廿貳文七分八厘

利百六十五文三分八厘

利百六十五文三分四厘

二 月

總代廻狀難波村飛脚賃

一錢參拾五文

一錢百七拾五文

一錢六十參文

御指紙同斷

御指紙同斷

錢八貫八拾五文

拾勿替

(同)一銀六拾目

仕出飯代
河内屋萬作

蠟燭代

代八拾目八分五厘

(同)一錢壹貫八拾文

油代

(同)一錢五百七拾八文

參代

利貳百貳拾八勿五分八厘

(同)一錢壹貫五百廿四文

ぞうりわらじ代
炭薪代

合四貫八拾壹勿七分八厘

(同)一錢壹貫八百拾八文

米代

(三日)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一錢九百文

紙代

(同)一錢九拾五文

右同斷

(同)一錢九拾五文

威鐵砲合藥代
丁ちん代

(同)一錢九拾五文

用聞廻狀木津村へ同斷

(同)一錢參百五拾文

筆墨代

(同)一錢九拾五文

村從送りもの止宿大阪
人足方へ送り人足

(同)一錢參貫文

淺七

(同)一錢九拾五文

古田屋卯藏 飯代

(同)一銀五百目

鷺田番給五ヶ年先渡

(同)一銀五百目

人足方へ送り人足

(同)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一銀六百九拾貳勿四分

正月より六月迄村用

(同)一錢貳拾五文

御觸書天王寺村へ同斷

(同)一銀六百九拾貳勿九分五厘

村從送りもの大阪人足方
へ送り人足

(同)一錢參貫八百文

源七人足賃

(同)一銀六百八拾文

村從送り者天下茶屋へ
送人足

(同)一錢四百文

御指紙飛脚賃

(同)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一錢九拾五文

右同斷

(同)一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

(同)一錢參百五拾文

御高札場掃除人足賃

(同)一錢參百五拾文

御高札場掃除人足賃

右同斷

拾勿替

代貳百九拾四勿七分五厘

合參百九拾四匁七分五厘

利拾五匁七分九厘

一錢四百文

薪代

一錢參百九拾貳文

筆墨代

一錢七拾五文

一錢壹貫七百文

一錢參貫四百文

一錢一貫九百九拾參文

籠屋久兵衛 飯代

一錢四百五拾文

一錢八百五拾文

大和屋庄之助同斷

一錢貳百文

一錢拾貲六百文

源七人足貸

一錢壹貫貳百文

一錢壹貫四百五拾文

合力者口に取計

一銀九拾八匁七分貳厘

一錢貳貫貳百參拾九文

茶代

一銀百五拾參匁參厘

一錢參貫文

小墓行倒者捨場

一銀拾四匁八分

一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

一錢壹貫百六拾文

一錢九拾五文

右同斷

一錢九百八拾四文

一銀貳百貳拾九匁參分五厘謝氏神々事祭禮睦

樂謝禮

一錢九百八拾四文

一錢五貫貳百文

堺御奉行様大阪御移轉

一銀壹貫參百六拾八匁四分六厘

一錢六百八拾文

御通行道橋掃除人足賃

一銀壹貫參百六拾八匁四分六厘

一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

一銀貳貫五百四匁參分四厘

一錢九拾五文

右同斷

一銀貳拾八匁六分八分參厘

一錢五拾六匁九分

女院様御停止參日の間

一銀貳貫八百九拾壹匁壹分七厘

一銀五拾五文

書夜自身番入用

利九拾貳匁五分貳厘

一錢壹貫七百文

御指紙飛脚賃

(朔日)一銀百四拾目五分

一銀五拾五文

守神家寺行倒死有之御

(五日)一錢九拾五文

一錢九拾五文

檢使奉願上死骸取片付

(同)一錢四百五拾文

一錢貳拾五文

番貨入用

(同)一錢貳百文

一錢九拾五文

御指紙飛脚賃

御年貢銀不寢番

一錢貳百文

御上納銀仲仕賃

八〇

(九日) 一銀參匁	虛無僧出鉢代	一錢參貫文	金四郎番給
(同) 一銀四百五拾目	こもく場地代銀	一錢貳貫貳百四拾文	一里山松替人足賃
(同) 一銀貳百目	京七姓院初穂	一錢四拾匁	御高札板代
(同) 一銀貳拾目	源七會所五人、同斷	一錢貳拾五文	御廻狀木津村へ飛脚賃
(同) 一銀五拾參匁	天王寺車道地代	一錢貳拾五文	御指紙同斷
(同) 一銀拾五匁	步行家賃	一錢四拾匁	右同斷西高津村へ同斷
(同) 一銀百五拾六匁	御藏前掃除賃	一錢五拾五文	御觸出天王寺村同斷
(同) 一銀七百四拾八匁六分	剛中割	一錢九拾五文	見馴非人壹人取片付料
(同) 一銀壹貫八百四拾七匁參分參厘	年番割	一錢七拾五文	御廻狀勝間村へ飛脚賃
(同) 一銀百貳拾九匁	御藏前掃除賃	一錢貳拾五文	御觸出木津村へ飛脚賃
(同) 一銀百七拾七匁九分壹厘歩行治兵衛普請金内	古田屋卯藏飯代	一錢九匁參厘	龜介紙代
(同) 一錢五貫貳百七拾貳文	西方田車道地代	一銀參百五拾貳匁參分	河内屋萬藏蠟燭代
(同) 一錢八百文	新家同斷	一銀八百六拾七匁壹分	七月より十二月迄村 用仕出し飯代
(同) 一錢貳貫文	時太鼓張替代	一銀六拾目	來正月中供御肴代
(同) 一錢五貫文	節季大黒舞	一銀五百八拾目參分參厘	一銀參百拾六匁五分壹厘 惡永井路板杭木代
(同) 一錢壹貫百四拾參文	丁ちん代	一銀貳百或拾四匁九分	會所普請入用
(同) 一錢壹貫參拾七拾文	米代	一銀百目	高橋家助成銀
(同) 一錢五百四拾八文	傘代	一銀八貫四百五拾九匁貳分	利 ベル 元利合 銀貳百七貫百六拾四匁參分四厘
(同) 一錢壹貫百四拾參文	そうちわらじ代	一銀貳百七拾五匁	一錢七拾六貫百六拾八匁分七厘
(同) 一錢壹貫五百五拾文	薪代	一銀八貫六拾參匁八分	一錢壹貫五百八拾文
(同) 一錢壹貫文	薪代	一錢七拾貫四百八拾五文	一錢貳貫文
(同) 一錢壹貫五百拾八文	筆墨代	合八貫七百六拾八匁六分五厘	一錢壹貫五百拾八文
(同) 一錢壹貫百八拾四文	近江屋九兵衛 飯代	元利合 銀貳百七貫百六拾四匁參分四厘	一錢貳貫文
(同) 一錢人足手當	駢付人足手當	利 ベル 元利合 銀貳百七貫百六拾四匁參分四厘	合力者口々取計

メ銀五百八拾參匁四分壹厘九毛

嘉永元申年五月

御上納掛屋入用

平次郎代判平兵衛以下百六十七人連署

メ銀百四拾貳匁九分貳厘

天王寺村入作人

同欠小玉打

石橋彌兵衛以下二十二名連署

メ銀壹貫九百九拾四匁貳分七厘

木津村入作人

メ銀五百九拾壹匁八分四厘

若狭屋清兵衛以下十一名連署

庄屋へ歩方

難波村入作人

村借利息銀

我孫子屋安右衛門以下十一名連署

合銀參拾貫四百七拾六匁七分八厘九毛

天下茶屋入作人

右は去未年當村入用銀庄屋年寄百姓代惣百姓
立合帳面委細見届吟味は前々仕來し通割合相
違無御座候入作人迄承知納得の上村方に割掛
り差出書面の通少も申分無御座候此外少しも
入用割掛不申候間申分無御座候に付惣百姓入
作人迄連判社差上申處如件

忠右衛門代判久左衛門以下十九名連署

勝間村入作人

町方入作人

こめや善次郎以下二十三名連署

百姓代

庄兵衛△勘定衛門△新右衛門

門△茂兵衛△善十郎△清兵衛

設樂八三郎様

年寄 権右衛門△彌兵衛△吉次郎△

御役所

甚兵衛△平右衛門△彌三衛門△

別紙壹冊被成御渡奉受取候以上

彌平治△六兵衛

右 勝 右 衛 門

庄屋 勝右衛門

明治維新以後

徳川幕府倒れ、王政復古の大業が成就して以來は、諸般の制度の上にも勿論大なる變革を見るに至つたが、而も其の當時に在つては、一般人民の頭腦に深く浸み込んでゐた幕政時代の舊慣を打破し一氣に徹底した革新の實を擧げる譯に行かなかつた。地方行政も亦然りで夫の庄屋年寄の制度が明治五年五月まで存續してゐた如きは正しく其の一例である。明治元年正月二十二日大阪鎮臺が置かれ、同月二十七日大阪裁判所と改稱し、同年五月二日更に大阪府と改めた然るに二年正月二十日攝津縣を設置され、同年三月四日本村等は大阪府の管轄に入つた。次て四年十一月二十日從來の府縣は廢止され、新たに大阪府を設けて西成郡全部が府の統治下に立つやうになつた。